

# 第1章

---

## 改正の背景及び経緯

### 1 改正の背景

昨年11月に明らかになった構造計算書偽装事件は、一級建築士が構造計算書を偽装し、多数のマンション等の耐震性に大きな問題を発生させたものであり、多くの住民の安全と居住の安定に大きな支障を生じさせただけでなく、国民の間に建築物の安全性に対する不安と建築界への不信が広がることになりました。

今回の事件では、本来法令を遵守すべき資格者である建築士が構造計算書を偽装し、それを、設計図書の作成、建築確認、工事施工のそれぞれの段階で、元請建築士事務所、指定確認検査機関、特定行政庁のいずれにおいても見抜くことができず、建築確認・検査制度等への国民の信頼が大きく失墜するに至りました。

このような状況を踏まえ、再発防止策を講じ、一日も早く国民が安心して住宅の取得や建築物の利用ができるよう、建築基準法、建築士法等の関係法令上の諸課題を検証し、制度の見直しに早急に取り組むことが求められていたところでした。

関係法令上の諸課題としては、大きく分けると、次の3点が指摘されていました。

第一に、今般の構造計算書偽装事件では、指定確認検査機関、特定行政庁のいずれについても、建築確認・検査の過程で構造計算書の偽装が見抜けなかったことから、建築確認・検査の厳格化を図るための措置を講じる必要があるという点です。

第二に、一部の指定確認検査機関において多くの偽装が見過ごされていた

ことから、指定確認検査機関に対する監督を強化するなど、その業務の適正化を図るための措置を講じる必要があるという点です。

第三に、一級建築士が構造計算書の悪質な偽装を繰り返し、元請建築士事務所においてもこれを看過してきたことから、違反者に対する罰則を強化するなど、建築士及び建築士事務所の業務の適正化を図るための措置を講じる必要があるという点です。

平成17年12月以降、社会資本整備審議会建築分科会において、このような問題意識の下に審議が行われ、平成18年2月に同分科会において中間報告がとりまとめられました。今回の建築基準法等の改正は、この中間報告を受けて行われたものです。

## **2 改正の経緯**

### **(1) 審議会での審議**

平成17年11月に明らかになった構造計算書偽装事件を契機として、現行の建築確認・検査制度等を見直し、再発防止策を講じることが急務とされ、同年12月12日に、国土交通大臣から社会資本整備審議会に対し、「建築物の安全性確保のための建築行政のあり方について」の諮問が行われました。

この諮問は社会資本整備審議会建築分科会に付託され、これを受け、同分科会に基本制度部会が設置されました。同部会においては、平成17年12月19日の第1回会合以降計5回にわたり、1に述べたような問題意識の下に、建築確認・検査制度等の見直しについて審議が重ねられ、平成18年2月24日に開催された建築分科会で中間報告がとりまとめられました。なお、審議の過程では、中間報告の案を一般に公開し、意見の募集を行いました。

この中間報告は、「建築物の安全性確保のため早急に講ずべき施策」として、構造設計図書 of 建築確認時の審査方法の厳格化、指定確認検査機関に対する監督の強化、建築士及び建築士事務所等に対する罰則の強化等の施策を掲げており、国土交通省に対し、制度の見直しなど早急に建築物の安全確保のための対策に取り組むことを強く求めているものです。

## 第3章

# 改正内容 Q&A

## 1 建築確認・検査の厳格化等

### (1) 構造計算適合性判定制度の導入

Q<sub>1</sub>

構造計算適合性判定の義務付けの対象となるのはどのような建築物ですか。

A

1. 構造計算適合性判定が義務付けられるのは、マンション等の大規模建築物で、具体的には次のとおりです（第6条第5項、第6条の2第3項、第18条第4項）。

- ・木造で高さ13m又は軒高9mを超える建築物
- ・鉄骨造で4階建て以上の建築物
- ・鉄筋コンクリート造で高さ20mを超える建築物 等

2. これらの建築物は、昭和56年導入の新耐震基準で追加された層間変形角の確認、保有水平耐力計算等の高度な構造計算を要するものであり、特に厳格な審査を行う必要があります。

**Q<sup>2</sup>**

国や地方公共団体の建築物についても、構造計算適合性判定が義務付けられますか。工作物はどうですか。

**A**

1. 国や地方公共団体の建築物についても、高度な構造計算を要する一定規模以上の建築物であれば、構造計算適合性判定が義務付けられます（第18条第4項）。
2. 工作物に関しては、高さ6m超の煙突、高さ15m超の鉄筋コンクリート造の柱等について構造計算を行うこととされていますが（施行令第139条第3項、第140条等）、これらの構造計算は概ね許容応力度計算と同程度の難易度であり、それほど難易度が高いものではないため、構造計算適合性判定は不要としています。

**Q<sup>3</sup>**

構造計算適合性判定に当たっては、どのような審査が行われますか。

**A**

1. 構造計算適合性判定に当たっては、意匠設計図（各階平面図、立面図及び断面図）、構造設計図（基礎伏図、各階床伏図、小屋伏図及び構造詳細図）及び構造計算書により、
  - ・意匠設計図と構造設計図とが整合していること
  - ・建築計画が、計算式の適用方法の範囲内（大臣認定プログラムの場合はプログラムの適用範囲内）であり、計算に用いる数値の設定（データの入力）が適切であること
  - ・構造計算書の固定荷重、積載荷重、積雪荷重、風圧力及び地震力の値が適切に設定されていること
  - ・構造計算書の応力算定結果、断面算定結果、剛性率・偏心率等が適切に計算されていること、すなわち計算過程が適切であること

一 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第十八条の三）</p> <p>第二章 第四章（略）</p> <p>第四章の二 指定資格検定機関等</p> <p>第一節 第二節（略）</p> <p>第三節 指定構造計算適合性判定機関（第七十七条の三五の二―第七十七条の三五の十五）</p> <p>第四節 指定認定機関等（第七十七条の三六―第七十七条の五十五）</p> <p>第五節 指定性能評価機関等（第七十七条の五十六・第七十七条の五十七）</p> <p>第四章の三 第六章（略）</p> <p>第七章 罰則（第九十八条―第一百六条）</p> <p>附則</p> <p>（用語の定義）</p> <p>第二条 この法律において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 三十一（略）</p> <p>三十二 プログラム 電子計算機に対する指令であつて、一の結果を得ることができるように組み合わされたものをいう。</p> <p>三十三 特定行政庁 建築主事を置く市町村の区域については当該市町村の長をいい、その他の市町村の区域については都道府県知事をいう。ただし、第九十七条の二第一項又</p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第十八条）</p> <p>第二章 第四章（略）</p> <p>第四章の二 指定資格検定機関等</p> <p>第一節 第二節（略）</p> <p>第三節 指定認定機関等（第七十七条の三六―第七十七条の五十五）</p> <p>第四節 指定性能評価機関等（第七十七条の五十六・第七十七条の五十七）</p> <p>第四章の三 第六章（略）</p> <p>第七章 罰則（第九十八条―第一百五条）</p> <p>附則</p> <p>（用語の定義）</p> <p>第二条 この法律において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 三十一（略）</p> <p>三十二 特定行政庁 建築主事を置く市町村の区域については当該市町村の長をいい、その他の市町村の区域については都道府県知事をいう。ただし、第九十七条の二第一項の</p>

は第九十七条の三第一項の規定により建築主事を置く市町村の区域内の政令で定める建築物については、都道府県知事とする。

（建築物の設計及び工事監理）

第五条の四 建築士法第三条第一項（同条第二項の規定により適用される場合を含む。以下同じ。）、第三条の二第一項（同条第二項において準用する同法第三条第二項の規定により適用される場合を含む。以下同じ。）若しくは第三条の三第一項（同条第二項において準用する同法第三条第二項の規定により適用される場合を含む。以下同じ。）に規定する建築物又は同法第三条の二第三項（同法第三条の三第一項において読み替えて準用する場合を含む。以下同じ。）の規定に基づく条例に規定する建築物の工事は、それぞれ当該各条に規定する建築士の設計によらなければ、することができない。

2 建築主は、前項に規定する工事をする場合においては、それぞれ建築士法第三条第一項、第三条の二第一項若しくは第三条の三第一項に規定する建築士又は同法第三条の二第三項の規定に基づく条例に規定する建築士である工事監理者を定めなければならない。

3 (略)

2 第六条 (建築物の建築等に関する申請及び確認) (略)

市町村又は特別区の区域については、同条第四項の規定により当該市町村の長が行うこととなる事務又は第九十七条の三第三項の規定により特別区の長が行うこととなる事務に限る。当該市町村又は特別区の長がもつて特定行政庁とみなし、当該市町村又は特別区の長が行わないこととされる事務については、都道府県知事を特定行政庁とみなす。

（建築物の設計及び工事監理）

第五条の四 建築士法第三条から第三条の三までに規定する建築物の工事は、それぞれ当該各条に規定する建築士の設計によらなければ、することができない。

2 建築主は、前項に規定する工事をする場合においては、それぞれ建築士法第三条から第三条の三までに規定する建築士である工事監理者を定めなければならない。

3 (略)

2 第六条 (建築物の建築等に関する申請及び確認) (略)